

かわらず、千分の三とする。

第八十四条の五を次のように改める。

#### 第八十四条の五 削除

第八十七条中「平成元年四月一日（合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日）から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、「数量」の下に「（次項において「前年度課税移出数量」という。）」を加え、「次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を削り、「同表の下欄に定める割合」を「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」に改め、同条の表を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項に規定する清酒等の製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出する清酒等に係る同項の規定の適用については、同項中「その年度（」とあるのは「平成二十

八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度（ ）と、「開始前」とあるのは「うちにその年度の開始前」と、（ ）が千三百キロリットル以下で」とあるのは（ ）が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「当該千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。

第八十七条の五第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第一項中「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改め、「移出した数量」の下に「（次項において「前年度課税移出数量」という。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「同年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改め、「数量」の下に「（次項において「前年度課税移出数量」という。）」を加え、同

項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の年度の前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下であるときは、同項に規定するビールの製造者が当該年度に酒類の製造場から移出するビールに係る同項の規定の適用については、同項中「その年度の」とあるのは「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の年度の」と、「千三百キロリットル以下」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、「その年度に」とあるのは「当該年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

第八十七条の六第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、平成二十七年四月一日から同項に規定するビールの製造免許を受けた日以後五年を経過する日の属する年度の末日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項に規定するビールの製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る同項の規定の適用については、同項中「その年度」とあるのは「平成二十七年四月一日から当該五年を経過する日

の属する年度（」と、「開始前」とあるのは「末日までの間の各年度のうちにその年度の開始前」と、「千三百キロリットル以下で」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

第八十八条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第五項中「規定する原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の残留物（同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。）を「規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物）」に改める。

第九十条の十三の見出しを「（公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税）」に改める。

第九十条の十四の見出しを「（衝突被害軽減制動制御装置を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例）」に改め、同条第一項中「第九十条の十二第一項から第三項まで」を「前二条」に改め、「平成二十四年五月一日」の下に「（第一号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十五年四月一日）」を加え、「第一号」を「同号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」に、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 車両総重量が五トンを超える専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するもの

第九十一条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「含む」の下に「。次項において「不動産譲渡契約書」という」を、「限る」の下に「。第三項において「建設工事請負

契約書」という」を加え、同条に次の三項を加える。

2 平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に作成される不動産譲渡契約書のうち、

当該不動産譲渡契約書に記載された契約金額が十万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

- 一 十万円を超え五十万円以下のもの 二百円
- 二 五十万円を超え百万円以下のもの 五百円
- 三 百万円を超え五百万円以下のもの 千円
- 四 五百万円を超え千万円以下のもの 五千円
- 五 千万円を超え五千万円以下のもの 一万円
- 六 五千万円を超え一億円以下のもの 三万円
- 七 一億円を超え五億円以下のもの 六万円
- 八 五億円を超え十億円以下のもの 十六万円

九 十億円を超え五十億円以下のもの 三十二万円

十 五十億円を超えるもの 四十八万円

3 平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に作成される建設工事請負契約書のうち、当該建設工事請負契約書に記載された契約金額が百万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一 百万円を超え二百万円以下のもの 二百円

二 二百万円を超え三百万円以下のもの 五百円

三 三百万円を超え五百万円以下のもの 千円

四 五百万円を超え千万円以下のもの 五千元

五 千万円を超え五千万円以下のもの 一万円

六 五千万円を超え一億円以下のもの 三万円

七 一億円を超え五億円以下のもの 六万円

八 五億円を超え十億円以下のもの 十六万円

九 十億円を超え五十億円以下のもの 三十二万円

十 五十億円を超えるもの 四十八万円

4 前二項の規定の適用がある場合における印紙税法第四条第四項及び別表第一の課税物件表の適用に関する通則3の規定の適用については、同項第一号中「十万円」とあるのは「十万円（当該課税文書が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条第一項に規定する不動産譲渡契約書である場合にあつては、五十万円）」と、同項第二号中「百万円」とあるのは「百万円（当該課税文書が租税特別措置法第九十一条第一項に規定する建設工事請負契約書である場合にあつては、二百万円）」と、同法別表第一の課税物件表の適用に関する通則3ホ中「十万円」とあるのは「十万円（同号に掲げる文書が租税特別措置法第九十一条第一項に規定する不動産譲渡契約書である場合にあつては、五十万円）」と、「契約金額が百万円」とあるのは「契約金額が百万円（同号に掲げる文書が同項に規定する建設工事請負契約書である場合にあつては、二百万円）」とする。

第九十一条の二中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。



第九十三条第一項中「(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。)」及び「(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同項に次の一号を加える。

四 第七十条の七の二第十四項第十号ロ(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)

第九十三条第三項を削り、同条第二項中「(各分納期間の開始の日の属する月の二月前の月の末日を経過する時における前項に規定する商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)」を削り、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十条の七の二第十四項第十号前段(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)

第九十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する特例基準割合とは、各年の前々年の十月から前年の九月までの各月における短期貸付

けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の十二月十五日までに財務大臣が告示する割合に、年一パーセントの割合を加算した割合をいう。

第九十三条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項）」を「第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項並びに第七十条の七の二第十四項第十号イ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項（同条第十五項）」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 分納期間 相続税法第五十二条第一項第一号又は第二号に規定する分納税額に併せて納付しなければならぬ利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。

二 延納特例基準割合 各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合（第二項に規定する特例基準

割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。」をいう。

第九十四条第一項中「延滞税の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」）を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」に改める。

第九十四条第二項を次のように改める。

2 国税通則法第六十三条第一項、第四項及び第五項に規定する延滞税（以下この項において「納税の猶予等をした国税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができ、又は免除することのできる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する納税の猶予等をした国税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、同条第一項中「期間（当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当

該延滞税の割合が特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第四項及び第五項において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、「同法第一百五十二条」とあるのは「国税徴収法第一百五十二条」と、同条第四項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

第九十四条第三項中「附記」を「付記」に改める。

第九十五条中「（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第一項」を「第九十三条第二項」に改め、「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

第九十七条中「第三条第一項」を「（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項」に改める。

第九十七条の二第三項中「第十一項」の下に「及び第十七項」を加え、同条第十項中「第九十三条に規

定する各年の」を「各年の第九十三条第二項に規定する」に改め、「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同条第十七項に次のただし書を加える。

ただし、国税通則法第十一条の規定による請求に関する期限の延長により、特別還付金請求書又は変更決定請求書の提出が請求期間の終了の日後となる場合には、当該特別還付金請求書又は変更決定請求書に係る決定又は変更決定は、当該延長された特別還付金請求書又は変更決定請求書に係る請求に関する期限の日以後一年を経過する日までの間においても、することができる。

第九十七条の二第二十二項中「十四・六パーセントの割合」の下に「（各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合）」を加え、同項ただし書中「が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「に年一パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合」に改め、同条第二十四項中「第七十一条第一項」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同条第三十項中

「刑法」の下に「(明治四十年法律第四十五号)」を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条中「内国法人が」の下に「平成二十八年三月三十一日までに」を加え、「第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める。

第十条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める。

第十条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、二又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。）」に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。」でその製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。）」に供されたことのないものを」に改

め、同条第三項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、同条第七項中「前条」を「前二条」に改め、同条第八項中「前条第九項」を「第十条の二第九項」に改め、同条第九項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の三第三項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条を第十条の二の三とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二 個人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び第三項において同

じ。)に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間(当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間。第三項において「対象期間」という。)内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該個人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業(以下この項から第三項までにおいて「避難解除等区域復興再生推進事業」という。)の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。)の当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額(以下この項において「普通償却額」という。)と特別償却限度額(当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及



びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 個人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内におい

て当該個人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除し

た残額) を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年(その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。)における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7 第一項から第四項までの規定は、前条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

8 前条第九項の規定は第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、同条第十一項の規定は第四項の規定を適用する場合について、同条第十二項の規定は第一項から第四項までの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

9 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条

第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、

「第三章（税額の計算）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十條の二の二第三項及び第四項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十條の三第一項中「第五十一條」を「第六十四條」に、「第五十二條」を「第六十五條」に改め、同條第二項中「前二條」を「前三條」に改め、「第十條の五」の下に「若しくは第十條の五の四」を加える。

第十條の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同條第一項中「第十九條」を「第二十七條」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、二又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号八に掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に、

「規定する指示」を「規定する避難指示」に改め、同條第二項中「前三條」を「第十條の二から前条まで」に改め、「第十條の五」の下に「若しくは第十條の五の四」を加え、同條第三項中「前條第三項」を「第十條の三第三項」に改め、同條第四項中「第十條の三の二第一項（避難解除区域）」を「第十條の三の

三第一項（避難解除区域等）に改め、同条を第十条の三の三とする。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三の二 福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けた個人が、当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該個人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項に

において「適用年」という。）の適用期間内において、当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となつた区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、第十条の二から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の規

定の適用を受ける年分については、適用しない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「並びに前二条」を「第十条の二の三第三項及び第四項並びに前三条」に、「震災特例法第十条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定、」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第十条の三第一項」を「とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項」に、

「控除した金額とする」を「控除した金額とし、震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に改め、「」を「と」の下に、「の額として」とあるのは「の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として」とを加え、「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に、「若しくは第十条の二の二第四項」を「、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に、「第十条の二の三第四項」を「、第十条の二の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に、「若しくは第十条の二の二第五項」を「、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める。

第十条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第六項中「及び第二項又は第三項」を削る。

第十一条の三中「、第十条の二の二」を「から第十条の二の三まで」に改める。

第十一条の四第六項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十一条の六の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び次項」



を、「権利」の下に「（次項において「土地等」という。）」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことよつてその居住の用に供することができなくなった個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、その居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋（以下この項において「旧家屋」という。）に居住していた者に限る。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちに当該直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所

有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用することができる。

第十二条第一項中「までの間」を「までの期間（以下この条において「対象期間」という。）内」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「租税特別措置法」を「同法」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間」を「対象期間内」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、「（第三項及び第四項において準用する場合）」の下に「並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間」を「対象期間内」に改め、「準用する場合」の下に「並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合」を加え、「第五項」を「第六項」に、「準用する租税特別措置法」を「準用する同法」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項において準用する」を「第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を前項の規定により適用する」に、「第

七項に」を「第八項に」に改め、同項の表租税特別措置法第三十七条第六項の項中「場合」の下に「並びにこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」を加え、「及び同法第十二条第五項において準用する第三十七条の三第二項」を削り、同表租税特別措置法第三十七条第八項の項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改め、同表租税特別措置法第三十七条の二第一項の項中「第十二条第一項」の下に「（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「第十二条第四項」の下に「（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同表租税特別措置法第三十七条の二第四項の項を次のように改める。

<p>租税特別措置法第三十七条の二 第四項</p>	<p>第三十七条の二第一項又は第二項に</p>	<p>東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十 二条第六項において準用 する第三十七条の二第一 項又は第二項に</p>
-------------------------------	-------------------------	--

	<p>第三十三条の五第一項」とあるのは「</p>	<p>租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第六項において準用する租税特別措置法</p>
--	--------------------------	--

第十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産のうち事業の用に供しているもの（以下この項において「相続事業用資産」という。）を有していた個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、平成二十三年三月十一日の直前において、当該事業に従事していた者又は当該被相続人と生計を一にしていた者に限る。以下この項において同じ。）が、対象期間内に当該相続事業用資産の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該相続事業用資産を当該相続人の事業の用に供して

いない場合に限る。)における当該相続事業用資産の譲渡については、当該相続人が当該譲渡の時に  
いて当該相続事業用資産を事業の用に供しているものとみなして、前各項の規定を適用することができ  
る。

第十三条第一項中「同条第五項」を「同条第十項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「第三  
項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に、「同条第二項第一号ハ」を「同条第二  
項」に、「以下この項、次項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に、「同条第十一  
項及び第十四項」を「同条第十八項及び第二十一項」に改め、同条第二項中「又は第四項」を「又は第五  
項」に改め、「規定する増改築等住宅借入金等」の下に「又は断熱改修住宅借入金等」を加え、「第四項  
及び第九項から第十一項」を「第五項及び第十項から第十二項」に、「同項第一号中「十二月三十一日」  
とあるのは「十二月三十一日」を「」、その年十二月三十一日」とあるのは「」、その年十二月三十一日」  
に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「同条第八項」を  
「同条第十五項」に、「第三項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に改め、同条第  
五項第一号中「同条第六項」を「同条第十三項」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、

「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、「から第四項まで」を削り、「（同日」の下に「（次項において「居住日」という。）」を加え、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に、「第五項」を「第十項」に改め、同条第二項第二号中「平成二十五年」の下に「又は平成二十六年」を、「場合」の下に「（居住年が平成二十六年である場合には、その居住日が平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの期間（次項において「平成二十六年前期」という。）内の日である場合に限る。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年である場合には、その居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項において「平成二十六年後期」という。）内の日である場合に限る。） 五千万円

第十三条の二第三項中「二以上の居住年」の下に「（同項に規定する居住年をいい、当該居住年が平成